第

4572 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 9月 19日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 広告宣伝費と交際費

Q:キャンペーンを行って、一定の商品を 購入してくれた消費者を旅行に招待するのは、 交際費に該当しますか?

A:交際費には含まれません。

【解説】

税務では、不特定多数の者に対して、宣伝的効果を意図して行う次のようなものは、広告宣伝費の性質を有するものとして、交際費等に含まれないものとしています。

- ①製造業者又は卸売業者が、抽選により、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用又は一般消費者を旅行、観劇等に招待するために要する費用
- ②製造業者又は卸売業者が、金品引換券付販売に伴い、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用
- ③製造業者又は販売業者が、一定の商品等を 購入する一般消費者を旅行、観劇等に招待 することをあらかじめ広告宣伝し、その購 入した者を旅行、観劇等に招待する場合の その招待のために要する費用
- ④小売業者が商品の購入をした一般消費者に 対し景品を交付するために要する費用
- ⑤一般の工場見学者等に製品の試飲、試食を させる費用(これらの者に対する通常の茶 菓等の接待に要する費用を含む)
- ⑥得意先等に対する見本品、試用品の供与に 通常要する費用

したがって、ご質問のケースは③に該当しますので、交際費に含めなくてよいことになります。







